

特例通学生保護者 様

医療的ケア委員会

## 北海道手稲養護学校における医療的ケアについて

### 1 医療的ケアの目的

医療的ケアを実施する目的は、医療的ケアを必要とするお子様が、安全な環境で教育を受けられるようにするためです。

### 2 学校が実施する医療的ケア

主に、「経管栄養」「吸引」などを医療的ケアとして実施します。学校において実施できるのは、お子様の状態が安定していて、医師の指示を受けた看護師や研修を修了し登録された特定の教員が行っても問題のない医療的ケアであることが条件です。

学校は、医療機関ではありませんので、看護師や特定の教員が行うことができる医療的ケアには限界があります。お子様の障がい状況や病気の状態、健康状態、医療的ケアの内容によっては実施できない場合があります。あくまでも児童生徒が教育を受けられる状態にあることが前提であり、当日の健康状態によっては、医療的ケアを実施できない場合があります。また、保護者に実施していただく場合があることのご理解ご協力をお願いします。

### 3 医療的ケアの内容や実施者について

北海道教育委員会が「特別支援学校において実施できる医療的ケアの具体的内容」としてあげているのは、次のとおりです。

医療的ケアの実施者は医療的ケア看護職員（以下「看護職員」）と研修を受けた教員です。

- (1) たんの吸引
- (2) 経管栄養
- (3) 導尿
- (4) 酸素の管理
- (5) その他、医師の指示により認められている範囲の看護師の行為

上記(1)(2)の項目は、研修を受けた特定の教員が看護職員の見守りで実施できます。看護職員が学校に不在の時は実施できません。医療的ケアの内容によっては、学校で実施できない場合があります。

### 4 医療的ケア開始までの手続きについて

開始までには、様々な手順や手続きがあります。概略は次のとおりです。

- ① 保護者は医療的ケアの希望があることを担任に伝えます。医療的ケア委員会でお子様の医療的ケアの内容について話し合いを持ちます。
- ② 保護者は主治医に受診し、医療的ケア実施申請書の内容について確認し、申請することの同意を得て必要事項を記載していただきます。
- ③ 保護者は担任に申請書を提出します。担任は医療的ケア委員会に申請書を提出します。委員会で医療的ケア実施を協議します。
- ④ 医療的ケア委員会を経て校長は、申請内容を確認し、その適否について判断し保護者に実施適否通知を行います。

- ⑤看護師は、当該児童生徒に関する「個別のケア・マニュアル」を作成し保護者に確認します。
- ⑥看護師は医師の指示書に基づき緊急時対応マニュアルを作成し、保護者と確認します。
- ⑦看護師は個別のケア・マニュアルを報告し、指示書により、主治医から指示を受けます。
- ⑧新たに医療的ケアを実施する場合、又は、医療的ケアの内容に変更がある場合は指示確認書により主治医に看護師の医療的ケアに関する指示を依頼します。
- ⑨校長は、医療的ケア実施通知書により、医療的ケアの内容、実施者等について保護者に通知します。
- ⑩保護者は医療的ケアの実施内容について同意する場合は校長に同意書を提出します。

## 5 教員の研修について

- (1) 北海道教育委員会が研修機関になります。
- (2) 医療的ケアを実施する教員は北海道教育委員会開催による基本研修を受講します。
- (3) 本校の指導看護師が、基本研修修了者（修了試験合格者）に対して現場演習及び実地研修を行います。実地研修は必ずしも保護者の立会いを必要としませんが、保護者の意見を踏まえた上で、指導看護師が教員を評価します。

## 6 医療的ケアを実施する上での確認事項

- (1) 保護者の観察期間について  
新規希望者及び内容の変更、追加の場合は医師による指示確認後、保護者の観察の下、看護師が実施します。この観察期間はお子様の医療的ケアの状態が安定するまで保護者待機となります。
- (2) 医療的ケア実施票について
  - ①当該児童生徒が登校する日には、保護者がその日の健康状態及び医療的ケアの実施を希望する旨を記載した「医療的ケア実施票」を提出していただきます。
  - ②看護師は、児童生徒の登校時に「医療的ケア実施票」を教室や保健室で確認します。
  - ③医療的ケア実施票が無い場合は医療的ケアを実施することができません。
  - ④当日の健康状態等によっては医療的ケアを実施できない場合があります。
  - ⑤実施時間に変更がある場合は、変更日の前日朝までに医療的ケア実施票に記載してください。
  - ⑥水分量の変更は当日までに医療的ケア実施票に記入してください。
  - ⑦下校時は、コピーした「医療的ケア実施票」を保護者に渡し、看護師が実施した医療的ケアの内容を説明します。保護者から「実施記録の確認」のサインをいただきます。「医療的ケア実施票」は学校で5年間保管します。
- (3) 校外で行う学習について  
校外学習や泊を伴う行事、現場実習等について、保護者様のご希望があり、本校校内の条件が整った場合、本校看護師が付き添うことができます。ご希望の場合は、担任にお申し出ください。  
※泊学習における夜間の医療的ケアについて（口頭説明）
- (4) 物品等の管理について
  - ①医療的ケアに関する物品、消耗品等については、各自で用意をお願いします。
  - ②医療的ケア実施後に生じる廃棄物等は、保護者・児童生徒等が持ち帰り、適切に処分を行ってください。
  - ③使用した物品は水洗いしてお返しします。消毒・衛生管理等はご家庭で行ってください。
  - ④医療的ケア用具は、予備一式を毎日持参してください。
  - ⑤災害時等のための非常用袋には医療的ケアを実施できる物品を保管してください。
  - ⑥医療的ケアに伴う医療用酸素ポンベは、保護者が申請書を提出後、校内委員会で検討を行います。ポンベの運搬、交換、保守点検等が明確となった時点で保健室に保管することができます。

- (5) 登下校時の送迎サービスを利用する場合について
- ①送迎サービスで登校させる場合、「医療的ケア実施票」に必要事項を記入の上、必ず提出してください。記入漏れ等がある場合は医療的ケアを実施できません。その場合、ご家庭に連絡し、確認させていただきます。
  - ②下校時に送迎サービスを利用する場合は、「医療的ケア実施票」の個人情報を保護するため、迎えに来ていただいた業者の方に受け取りのサインをしていただきます。「医療的ケア実施票」のコピーと医療的ケアの物品は送迎サービスの方にお渡しします。
  - ③保護者の責任において、事前に業者へ「医療的ケア実施票」の管理、物品の取り扱い等の説明をお願いいたします。
- (6) 緊急時の対応について
- ①万一、医療的ケアの実施中に異常が認められた場合には、直ちに医療的ケアを中止します。速やかに緊急マニュアルに基づいて対応し、主治医及び保護者に連絡をいたします。連絡がつかない場合は救急搬送をいたしますので、必ず連絡がとれる方法を担任に伝えてください。
- (7) 看護師不在の対応について
- ①看護師が不在の場合、教員は医療的ケアを実施することができません。
  - ②看護師が不在の場合、保護者に医療的ケアを実施していただきます。
- (8) 医療的ケアの実施場所、実施者
- ①設備や安全面で看護師が可能と判断した場所で実施します。
  - ②医療的ケアを実施するときは性差に配慮し、同性での実施を基本とします。

## 7 入院生の医療的ケアについて

「吸引」が必要な入院生の安全な学習環境を保障するため、本校の看護職員が入院生の吸引を実施することがあります。

医療的ケア委員会で、特例通学生の医療的ケア実施に影響がないことなどを確認し、実施を決定します。